

要旨

国などが推進するエネルギー政策と調和のとれた良好な景観形成を目指します

景観計画に太陽光発電設備に関する景観形成基準（裏面記載）を追加します

届出行為と規模

久留米市景観計画の景観計画区域内（市内全域）において、太陽電池モジュール（パネル）の設置面積の合計が250㎡以上の太陽光発電設備の設置行為をしようとする場合は、「景観法」及び「久留米市景観条例」の規定に基づき、あらかじめ行為の届出が必要になります。

【届出対象 工作物（景観法第16条第1項第2号 + 市景観条例第2条第2項第2号）】

届出が必要な行為		規模	
工作物	新築、増築、改築若しくは移転	自然・田園部	高さ10m以上の工作物
		市街地部	高さ12m以上の工作物
		京町周辺景観重点地区	高さ10m以上の工作物 (塀、垣、門、擁壁は高さ2m以上)
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	届出対象規模以上の工作物の外観変更に係る部分が各壁面の面積1/5以上のもの	
	太陽光発電設備の設置	太陽電池モジュール（パネル）の設置面積の合計が250㎡以上のもの	

届出が必要な規模の考え方

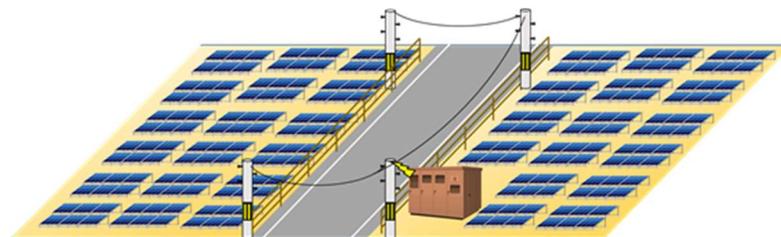
- 稼働の有無に関わらず、太陽電池モジュール（パネル）の設置面積の合計が250㎡以上の場合は届出対象となります。
(パネル1枚当たり1.49㎡の場合、168枚以上の設置が届出対象)
- 増設の場合、既設のパネル面積に、新設のパネル面積を足し合わせた面積が250㎡以上ならば届出対象となります。
- 同一敷地又は一団地の考え方は、建築物の敷地の考え方を参考としますが、景観上の観点から判断しますので、事前に当課へ相談をお願いします。
- 太陽光発電設備を築造する敷地が、都市計画法第4条第12項に規定する開発行為によるもので、景観計画の開発行為・規模に該当する場合は、開発行為の届出も併せて必要です。

同一敷地又は一団地における届出が必要な場合の具体例

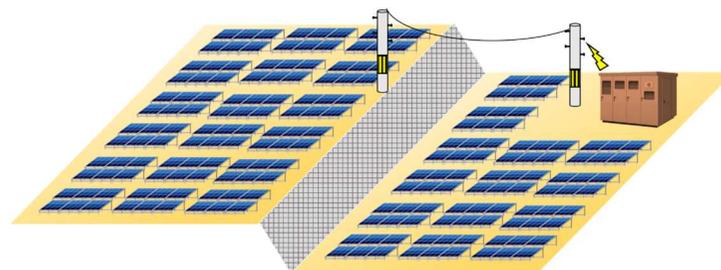
(例1) 建築物がある敷地内に自立タイプを増設する場合
屋根：50㎡ + 自立：200㎡ ≧ 合計250㎡ <届出対象>



(例2) 道路で敷地が分断されている（一体利用と判断する）場合
①受電設備等附属設備を一体的に利用している場合 <届出対象>
②幅員4m未満の道路で敷地が分断されている場合 <届出対象>



(例3) 高低差で敷地が分断されている（一体利用と判断する）場合
①設置者（所有者又は管理者等）が同一の場合 <届出対象>
②同一時期に設置される場合 <届出対象>



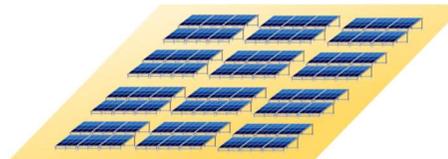
提出
・
問合せ先

久留米市 都市建設部 都市計画課
所在地：久留米市城南町15番地3 本庁舎12階
TEL：0942-30-9083
FAX：0942-30-9714
Mail：toshikei@city.kurume.lg.jp

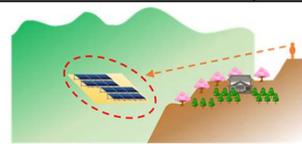
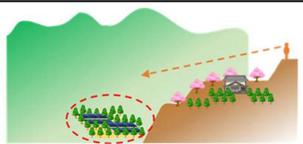
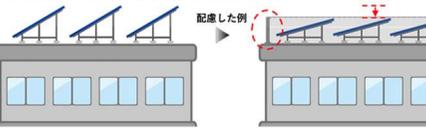
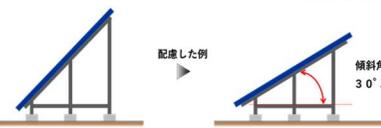
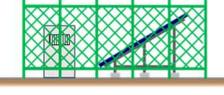
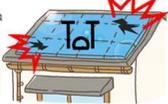
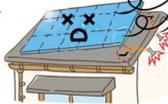
届出書
HP



太陽光発電設備の景観形成基準

項目	建築物の屋根・屋上・壁面等に設置	土地に自立して設置
設置例		
位置	-	<ul style="list-style-type: none"> 尾根線上、斜面地、高台周辺には、できる限り設置しないこと。 道路や住宅の敷地等に隣接して設置する場合は、敷地境界からの後退に努めること。
高さ	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備の高さは、周囲の景観から突出しない高さに努めること。 高さの抑制が困難な場合は、ルーバー等の設置により容易に見えないよう努めること。 	
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根に設置する場合は、太陽光発電設備の最上部が屋根から突出しないように設置し、屋根との一体化に努めること。 陸屋根に設置する場合は、建築物と一体的なデザインとなるよう努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 太陽電池モジュールの向きや傾斜を揃える等、配列に一定の規則性を持たせること。 太陽電池モジュールの傾斜角は30度以下に努めること。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 太陽電池モジュール及びフレームの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度・低彩度・低反射のものを使用すること。 	
附属設備	<ul style="list-style-type: none"> パワーコンディショナー、キュービクル、保安柵等の附属設備は、周辺景観と調和した色彩とし、低彩度で統一すること。 	
緑化外構	-	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の伐採は、必要最小限とすること。 道路や住宅の敷地等に隣接して設置する場合は、植栽や塀等の設置に努めること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備及び敷地内は、定期的に保守点検を行うなど適切に維持管理し、時間的経過に伴う景観悪化を防ぐ等、景観の保守に努めること。 営農型太陽光発電設備の場合、最上部までの高さは4m以下、傾斜角は15度以下に努めること。 	

景観形成基準への適合イメージ図

項目	建築物の屋根・屋上・壁面等に設置	土地に自立して設置
位置		
高さ		
形態・意匠	 	 
色彩		
附属設備		
緑化外構	-	
その他	    <p>パネルを清掃 パネルを点検 パネルを固定 点検・整備・草刈</p>	